

マイクロバスのレンタカー手続変更のお知らせ

=6月1日からマイクロバスのレンタカー手続きが変わります=

変更前(～5/31)

- ・増車・代替の届出
⇒必要
- ・直近2年間の貸渡簿の提出
⇒必要
- ・事業用自動車等連絡書の発行
⇒必要



変更後(6/1～)

- ・増車・代替の届出
⇒**不要**
- ・直近2年間の貸渡簿の提出
⇒必要
- ・事業用自動車等連絡書の発行
⇒必要